

東京高裁総第004752号

(庶ろ－03)

平成24年12月25日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

東京高等裁判所長官 吉 戒 修 一

東京高等裁判所管内調停運営協議会の協議結果要旨について

(平成24年7月20日付け民二第005915号に対する報告)

標記の協議会の協議結果要旨は、別添のとおりです。

東京高等裁判所管内調停運営協議会協議要旨

(民事関係問題)

特に簡易裁判所における民事調停事件につき、当事者に対する調停案の提示及び調停に代わる決定を活用するに当たってどのような取組み・工夫をされているか、各庁の実情を伺いたい。

(東京地裁、横浜地裁、さいたま地裁、千葉地裁、宇都宮地裁、前橋地裁、静岡地裁、長野地裁)

ある庁からは、ほとんどの事件について裁判官との間で事前評議を行い、方向性を議論し、調停の進め方、法的見解、裁判官と調停委員の役割分担を確認していること、特に、役割分担については、訴訟になった場合どちらの当事者が有利になるのかということについて、だれから説明するのか、ということを打ち合わせているということが紹介された。

ある庁からは、事前に調停委員同士で事件のポイントを押さえた上で当事者双方からまず聞き取りをし、必要があれば、第1回期日と第2回期日の間に裁判官と評議を行っているということが紹介された。また、法的観点を踏まえて合理的な解決をするという現在の調停の在り方においては、裁判官と事前評議を行い、おおよその解決方法を諮ることが良いのではないかという意見が出された。

ある庁からは、裁判官や書記官が、内容に関する注意点や申立人の情報のメモ、判例や文献の写しなどを記録に入れておいてくれるため、事前評議に代わる間接的な評議ができているということが紹介された。

ある庁からは、複雑困難な事件については、調停委員の方から裁判官に事前評議の申入れをし、精神的に不安定な申立人などについては、書記官が判断して評議を入れているということが紹介された。

ある庁からは、弁護士調停委員と一般の調停委員の組合せで調停を行っており、あまり事前評議が行われていないことが紹介され、事前評議を行っても相手方が出

頭しない場合もあり、第1回期日を経ずに事案を掘り下げて調停に臨むのは難しいのではないかという意見も出された。

ある庁からは、専門性が必要な事案については、弁護士と測量士、医師と弁護士などのような調停委員の組合せとなるため、それぞれの役割分担で調停を行っていること、調停委員同士で打合せをし、事前に裁判官との評議はほとんど行っていないが、第1回期日以降は必要に応じて裁判官と評議を行っているということが紹介された。

ある庁からは、全件について裁判官と事前評議をして調停の進め方を打ち合わせていること、調停にも裁判官が最初から入ること、17条決定をした際には、裁判官から証拠等について説得力のある説明があり、異議申立てがなく確定したということが紹介された。

ある庁からは、事前評議はほとんどないが、裁判官から事実認定について注意すべき点の指示が出ること、第2回期日や第3回期日で評議を行い、裁判官に確認したり、指導してもらうことがあるということが紹介された。また、社会的な慣習などもある場合に法律問題についてどこまで踏み込めばいいのか迷うという意見も出された。17条決定については、異議が出るためほとんど使っていないということが紹介された。

ある庁からは、調停委員同士で先に打合せをし、その後裁判官と事前評議を行い、第1回期日のポイントを確認すること、第2回期日や第3回期日で法律問題にぶつかるとその都度裁判官に相談しているということが紹介された。

ある庁では、もし判決が出たらこうなるだろうということを裁判官と協議し、それを元に更に付加したもので調停を行っているということが紹介された。調停が平行線の場合に17条決定を出すことがあるが、確定しても、実際に、お金が支払われるかという不安もあるので、できれば調停を成立させる方が良いという意見が出された。

参列者からは、簡裁調停の利用率を高めるために、成立率を高めなければいけないこと、事案によって成立率も異なり調停のやり方も変わることを、特に成立率の低

い事実認定が困難な事案については、事実認定や法的評価について裁判官や調停官とよく評議をした上で解決案を示す必要があるとのコメントがあった。

参列者からは、法的観点を踏まえた合理的な調停案を策定するには、法的見解に、その周辺の紛争や背景事情を加味しながら合理的な解決を図っていくことが必要であり、調停委員会がいかにして合理的な調停案を腹案として持つことができるか、そして、当事者の属性や事案を見ながらその腹案をどう活用するかということにこれまで培ったテクニックを発揮してほしいとのコメントがあった。

(民事、家事共通問題)

評議等調停委員会の意思形成の在り方について

調停委員会が意思を形成するため、各地方裁判所、各簡易裁判所及び各家庭裁判所において、

- (1) 調停委員会は、どのような点について、どのような方法で、現実に、事前、中間及び事後評議を実施しているか。また、例えば、調停委員や裁判官等において手控えやメモを作成する、調停委員と裁判官が書記官を通じて意思疎通するなど、評議に関連して、活用している方法があるか。それはどのようなものか。
- (2) どのような点について、どのような方法で、評議等をして意思を形成することが望ましいか。
- (3) 望ましい評議等を実現するために、調停委員は、どのような工夫をすべきか。
(さいたま地裁、千葉地裁、水戸地裁、宇都宮地裁、長野地裁、東京家裁、横浜家裁、千葉家裁、前橋家裁)

ある庁からは、調停委員の7割が弁護士、不動産鑑定士、社会保険労務士などの専門職であるが、裁判官と意思疎通を十分に行った方が良いという方針の下で、事前、中間、事後に徹底して評議を行ない十分に意思疎通をしていること、まず、申立書等の資料を元に先に調停委員同士で打ち合わせ、後から裁判官と書記官が入っ

て評議をしていること、その際調停委員から経過表を提出したり、書記官の方から類似事件の例を出してもらっているということが紹介された。

ある庁からは、申立書の内容がつかめない、申立人の目的が分からないなどといった事件の場合に、裁判官の方から事前評議の申出があり評議を行っていること、中間評議も多く行っているということが紹介された。

ある庁からは、評議に代わるものとして、第1回期日までの間に、書記官、調査官、裁判官各のコメントが1枚の用紙で記録に綴られていること、その中でも書記官のコメントは、期日間の当事者とのやりとり、事件の背景事情や解決の見通しなどが書いてあり非常に役立つこと、また、期日終了後に作成する手控えの書式が有用であり、調停委員から裁判官や書記官への連絡事項欄、裁判官や書記官から調停委員への連絡事項欄があり、そこに評議の希望や論点を書いたりしているということが紹介された。更に、遺産分割などで成立の見通しが難しい事案は、審判に移行するための準備のために早い段階で裁判官に調停に入ってもらうが、裁判官が入ることにより軌道修正され調停がうまくまとまる場合もあるということが紹介された。

ある庁からは、事前評議をする場合は、過去に調停を繰り返す紛争性が高い事案、当事者に精神的な問題がある事案、DV事案などであること、裁判官との意思疎通は調停委員が作成する手控えが重要な手段となっていること、裁判官が同じ期日に事件をたくさん持っているため、裁判官の携帯電話に評議の申入れのメールを入れ、裁判官が効率的に評議の件数を裁くという取扱いを行っているということが紹介された。

ある庁では、調停期日終了後、必ず裁判官と面談してその日の報告をし、そのときに次回期日についての話があるため、それをもとに次回期日の調停を行っているということが紹介された。

ある庁では、遺産分割の調停では、調停委員用の当事者目録、遺産目録、身分関係図をもらい、記録を閲覧して臨み、事前に裁判官との評議はほとんど行っていないこと、調停委員の手控えに裁判官からときどき指示のメモがついていること、手に余ると思うときは裁判官に相談しているということが紹介された。

ある庁からは、評議のツールとして、調停委員や裁判官の意見欄があるA4判1枚の手控えを利用していること、裁判官がポケベルを持ち、どの部屋でどの評議が待っているか分かるようにして事件を裁いているということが紹介された。

ある庁からは、手控えで裁判官と意見のやりとりをし、問題となりそうなことは手控えに書き、調停期日の前に裁判官と評議しているということが紹介され、手控えの書き方の工夫で裁判官との意思疎通はかなり図れるという意見も出された。

ある庁からは、期日連絡票の評議の希望欄に書くと、裁判官がコメントを書いてくれるか、事前評議が行われること、記録に鉛筆で星印が付いている事件については、子どもに関し、今後調査官の活用が必要か否かを決めようということになっており、調査官を活用しやすいということが紹介された。

参列者からは、東京簡裁では、第1回期日では原則として、裁判官が立ち会っており、一般事件においては、原則として弁護士調停委員が入っているので事前評議はそれほど多く行っていないが、最近はできるだけ行う傾向になっていること、第2回期日以降は必ずしも裁判官が入っていないので、評議の申入れがあればできるだけ対応していること、調停官にもできるだけ調停に立ち会ってもらっており、裁判官との評議が難しいことはないということが紹介された。第1回期日前にポイントを押さえることは必要だが、押さえ過ぎると当事者から十分話を聞いてもらえないと不満が出ることがあるとのコメントがあった。また、将来事実認定をするときの、当事者の主張の合理性の判断材料として、第1回期日にできるだけ当事者の話を聞いてから方向性を出すようにしていること、法的観点を踏まえた上でどのような合理的解決策を導き出すかという観点で評議を行っているということが紹介され、調停委員と一緒に事実認定をしながら調停案を作り、それを活用して調停率を高めていきたいとのコメントがあった。17条決定については、調停委員が結論を出したときに、裁判官に申し入れるなどし、できるだけ裁判官を調停に引き込むことが重要だというコメントがあった。

参列者からは、3人で評議をすると次元の異なる議論ができること、法律家でない調停委員からも遠慮をせずに、忌憚のない議論をすることが大切であるとのコメ

ントがあった。

参列者からは、効率を考え、手控えの充実、事前事後の評議の充実、評議すべき点、方法及び時期について、的確に判断できるように、裁判官と諮っておくといったコメントがあった。

参列者からは、事案に応じた対応が必要であり、適切な事件をすくい上げて、充実した議論をすることがポイントになること、その上で、調停委員会が適切な調停案を腹案として持つておくことが合理的な調停活動を進める上で非常に重要であること、その前提として、事実関係の確定が重要で、そのためには、法的な観点を踏まえポイントとなる点を押さえながら事実を聞く必要があること、どこに法律の問題点や矛盾があり、合理性を欠いている面があるのかを押さえなければならないこと、それを補強するために、事前評議が重要であること、また、調停委員から調停案を示すタイミングや、17条決定についての意向を裁判官に率直に示してほしいこと、17条決定の活用は、調停の進め方と実質的にリンクしていること、新しい調停運営の在り方は、当事者の自主的、主体的解決と矛盾するものではないこと、法的観点についても、事実認定をし、何が合理的なのか見極めた上で調停案を作るということであり、事実認定や調停案の作成、調停活動には一般の調停委員がこれまで培った社会的経験や知見を生かせること、裁判官と調停委員が力を出し合って調停の機能を高めていく必要があり、一朝一夕で改善できるものでなく、継続していかなければならないとのコメントがあった。

(家事関係問題)

平成25年1月施行の家事事件手続法の施行及びその趣旨を踏まえた調停の運営改善の準備状況について

- 1 各庁において、家事事件手続法の施行に向け、例えば、当事者間の情報共有、当事者の秘匿希望情報の取扱いなどにつき、
 - (1) どのような準備が実施され、予定されているか。
 - (2) どのような試行が実施され、予定されているか。

- 2 各庁において、調停委員が、家事事件手続法を理解し、その円滑な施行をするため、研修など、どのような準備が実施され、予定されているか。
- 3 家事事件手続法の施行のための、準備、試行及び研修を通じ、今後の運用に関し、どのようなことが問題とされ、それぞれの問題に対し、どのような対処が検討されているか。

(東京家裁、横浜家裁、千葉家裁、前橋家裁)

ある庁からは、かなり前から申立書を相手方に送り、相手方から回答書を出してもらうという扱いをしているということが紹介された。

ある庁からは、協議会において、手続の透明化と情報の共有化という点から、同席、別席調停のメリット、デメリットについて議論したこと、研修で、調停の進め方と同席調停の在り方について講演があったこと、同席調停については、タイミング、進行状況、当事者の性格などを見ながら裁判官と話し合っているという点、効果が薄かったこともあったが、画期的な効果があったこともあるということが紹介された。また、主体的解決を目指し、情報の共有化をして解決策を探るということになると、同席調停の傾向が増えるのではないかという意見が出された。

ある庁からは、4月から申立書を相手方に送り、相手方からは答弁書等を提出させる扱いをしていること、家事事件手続法については、これまで裁判所や調停協会主催の研修会を3回行っているということが紹介され、当事者の秘匿情報については、当事者が提出する書類を他方当事者にどこまで見せるかという点が問題であるという意見が出された。

ある庁からは、新法についての研修で裁判官から問題点を聞く機会を持ったこと、その際に、電話会議システムにおいては、本人確認や通話先に不当な影響を及ぼす第三者が同席していないかの確認が難しいという意見が出たこと、申立書の写しを相手方に送る場合にどういう問題があるかということが検討課題となったということが紹介された。

ある庁からは、昨年からの申立書と回答書の送付について実施していること、提出

資料については、提出日、名前、開示の可否についてシールで貼るという扱いをしていること、今年10月から不開示の希望があった場合に、申出書を書いてもらうことを予定していること、今年6月からは子どもの意思の確認をしているということが紹介された。

ある庁からは、申立書の送付について研修を行い、現在、申立書は加工して送っていること、新法施行に向けて、弁護士会での研修会がこれまで1回と今後1回あり、裁判官や書記官にも参加してもらっていること、今後も裁判官が講師の研修が予定されているということが紹介され、電話会議については民事訴訟の電話会議と異なり、いろいろな面で問題があるという意見が出された。

ある庁からは、研修で同席調停の講義や技法について行われ、調停委員に認識ができてきていること、当事者間の情報共有や当事者からの秘匿希望等について、どのように処理するか具体的な方針はまだ出ていないが、次回の説明会で裁判所から最終的な方向性が示される見込みであること、調停委員が調停を進める上での課題についてポイントに沿ったメモが裁判所から渡されているということが紹介された。

ある庁からは、裁判所や調停協会が主催する研修はほぼ終わり、非開示の申出書、連絡先の届出書について説明があり、資料の配布も終わっていること、今後の研修では新書式の運用の説明が予定され、200頁を超える新書式集が裁判所から渡され、調停委員控室に置いて閲覧に付しているということが紹介された。

ある庁では、東京家裁が作成した家事事件手続法Q&Aを調停委員全員に配り、研修をすることになっていること、新法の閲覧謄写を前提として、当事者へ送付する説明書、照会回答書等を確定し現在使用していること、非開示希望の申出書も作成し当事者に送っているということが紹介された。

参列者からは、東京家裁の運用として、主に経済事件について、当事者の提出する申立書などの主張書面に加え、資料についても、互いに写しを交付し合うなどして、手続を透明化し、情報共有をして、当事者の主体的で合理的な紛争解決を促すことを目指していること、今年の2月には、準備委員会を発足させ、新法下の、(1)審理の在り方、(2)書記官事務、手続、(3)対外的な事項などを検討し、具体的には、

a調停委員において、両当事者立会の上、手続説明書面を示すなどして、一般的な手続説明をすること、b争点に関する認識を共有化するために、経済事件を中心に、主張書面や裏付け資料等の書面を交換すること、同席調停を活用すること、c当事者が例外的に非開示を希望する資料についての適切な提出方法の提案、d調停委員が当事者に事件累計ごとに審理モデルを簡略化したチャート図を示し、各事件類型の一般的な進め方について、調停委員と当事者が認識を共有化することなどを目指していること、また、新法を先取りして、9月から非開示の希望に関する申出書、連絡先等の届出書を提出の運用をしているということが紹介された。

参列者から、当事者が的確な判断をするために、争点に関する具体的事実やそれに対する法的評価の見通しについて示される必要があり、そのために、裁判官と議論を行った上で、主要事実に対する当事者の主張を他方当事者に正確に伝える、客観的資料を開示する、同席調停を活用するなどの工夫が必要であること、当事者から非開示希望の申出があった場合には真に秘匿すべき非開示情報が開示されることのないように、非開示申出書を提出させるなど、各庁の取組に従った扱いが必要であること、新法施行に向けて、研修の実施、書式の施行等準備を進めているところ、施行までの間検討を続けるとともに、施行後も利用者のニーズを踏まえた家事調停の在り方について検討を続けてほしいとのコメントがあった。